第七号の一一様式記載上の注意⑽ｂ中「66」を「62」に改める。
第十号様式２及び３を次のように改める。
２【設定及び解約の実績】(5)
３【ファンドの経理状況】(6)
(1)【中間貸借対照表】(7)
(2)【中間損益及び剰余金計算書】(8)
(3)【中間注記表】(9)
第十号様式記載上の注意(1)ｃ中「「２　ファンドの経理状況」」を「「３　ファンドの経理状況」」に改め、同記載上の注意(2)中「(31)」を「(32)」に改め、同記載上の注意(3)中「(32)」を「(33)」に改め、同記載上の注意(4)中「(33)」を「(34)」に改め、同記載上の注意(9)を削り、同記載上の注意中(8)を(9)とし、同記載上の注意(7)中「(8)」を「(9)」に改め、同記載上の注意中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同記載上の注意(5)中「(48)」を「(44)」に改め、同記載上の注意中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。
(5)　設定及び解約の実績
半期報告書提出日の直近日前１年間について、第四号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。
第十号様式記載上の注意(11)中「(56)」を「(52)」に改める。
第十号の一一様式中「【提出書類】　半期報告書(1)」を「【提出書類】　半期報告書」に改め、同様式２及び３を次のように改める。
２【販売及び買戻しの実績】(5)
３【ファンドの経理状況】(6)
(1)【資産及び負債の状況】
(2)【投資有価証券明細表等】
①【投資株式明細表】
②【株式以外の投資有価証券明細表】
③【投資不動産明細表】
④【その他投資資産明細表】
⑤【借入金明細表】
第十号の一一様式記載上の注意(1)ｆ中「「２　ファンドの経理状況」」を「「３　ファンドの経理状況」」に改め、同記載上の注意(2)中「(33)」を「(37)」に改め、同記載上の注意(3)中「(34)」を「(38)」に改め、同記載上の注意(4)中「(35)」を「(39)」に改め、同記載上の注意(5)及び(6)を次のように改める。
(5)　販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前１年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
(6)　ファンドの経理状況
半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。
第十号の一一様式記載上の注意(9)中「(64)」を「(60)」に改める。
第十五号様式中「【発行予定額】(4)」を「【発行予定額又は発行残高の上限】(4)」に改め、同様式記載上の注意(4)中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、「の総額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。
第十五号の一一様式中「【発行限度額】(1)」を「【発行予定額又は発行残高の上限】(1)」に改め、同様式記載上の注意(1)中「発行限度額」を「発行予定額又は発行残高の上限」に、「上限額を記載すること」を「発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改め、同様式を第十五号の二一様式とし、第十五号様式の次に次の様式を加える。

第十五号の二様式

【表紙】
【発行登録番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　　年　　月　　日
【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成　　年　　月　　日）から　　年を経過する日（平成　　年　　月　　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【証券情報】(2)
第１【社債（特定短期社債を除く。）】
１【銘柄】
２【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
３【引受け等の概要】
４【社債管理者又は社債の管理会社】
５【振替機関に関する事項】
６【その他】
【転換特定社債に関する事項】
７【転換の条件】
８【転換により発行する優先出資の内容】
９【転換請求期間】
10【転換請求の受付場所及び取次場所】
11【その他】
【新優先出資引受権付社債に関する事項】
12【新優先出資引受権の内容】
13【新優先出資引受権の行使請求期間】
14【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
15【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
16【代用払込みに関する事項】
17【その他】